

氏 名 三藤 慎也

登録番号 第 44090009 号

事務所名称 SOGO社会保険労務士法人

事務所所在地 山口県山口市小郡下郷 2193-2

所属社会保険労務士会 山口県社会保険労務士会

処分内容 失格処分

処分理由 令和8年2月9日付け厚生労働省発基 0209 第 13 号「社会保険労務士懲戒処分通知書」により、当該通知を受け取った日の翌日(同月 14 日)から1年間、社会保険労務士の業務の停止処分を受けたものであるところ、三藤慎也社会保険労務士(以下「三藤社労士」という。)は、自らが代表社員を務める SOGO社会保険労務士法人(以下「SOGO法人」という。)の職員Aに対して当該処分の事実について説明しなければ、職員Aが、三藤社労士の名義で、SOGO法人の顧問先事業場に係る労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成及び提出代行を行うこととなり、かつ、SOGO法人には三藤社労士1名しか社会保険労務士が在籍していないため、職員Aによる上記代行行為が業務停止処分に違反することを認識していたにもかかわらず、当該説明を怠り、その結果、職員Aにより、同月 16 日、株式会社Bの労働者Cに係る雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書が三藤社労士名義で作成され、萩公共職業安定所に提出代行されるなど、業務停止処分に違反して社会保険労務士の業務が行われたものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき」に該当するものである。